

和歌山県地租改正反対一揆

後 藤 靖

まえがき

「ここに掲げる資料は、わたしのゼミナールに属している経済学部四回生田岡二郎・吉松俊雄両君が採訪したものである。本来なら両名によつて解説され、発表されるべきものであるが、本誌掲載上の制約から、わたしの名前だけしか表面には出せなかつた。この点、両君の了解をえたとはいえ、わたしにとつてきわめて不本意なものであることを附記しておきたい。」

さて、地租改正反対一揆についての個別実証的研究は、ここ数年来きわめて盛んに行われている。だが、明治九年から十年にかけての地租改正反対一揆のなかで、その規模や激しさにおいて茨城県・三重県・愛知県における闘争に匹敵する和歌山県下のそれについては、これまでほとんど研究されなかつた。その意味で、わたしたちのこの史料紹介は、今後における和歌山県下の地租改正反対一揆研究の出発点として少からぬ意義をもつと考える。

ところで、わたしたちのこの研究は、次のような意図をもつて進められてきた。地租改正反対一揆の指導者見

玉仲兎や千田軍之助らはのち自由民権運動に参加するのであるが、彼等が自由民権運動に参加する契機として、この一揆の指導という事歴をぬきにしては考えられない。そうだとすれば、この一揆そのものが幕末——明治初年のいわゆる農民騒擾と異質なものを、その闘争過程にふくみつつあったのではないかと想定されるわけである。つまり、地租改正反対一揆という経済的闘争がその進展の過程のなかで、どのように政治闘争への転化の萌芽をふくんでいたかという問題を、さぐり当てることを基本的課題として設定した。わたしたちは、まだ分析の段階にまではきていないし、今後より多くの史料を蒐集したのちに上述の課題を積極的に解明したいと考えている。わたしたちが、この課題を解明するための分析手づきとして、いま考えているのは次のようなことである。(一) 地租改正反対一揆の社会的・経済的背景、いいかえると経済的構造とその発展方向にたいして地租改正はいかなる役割を果たしたかの分析とそれによって変化しつつある農村内部の階級||階層構成を究明する。(二) 一揆の構造と展開、とくに階級||階層構成の変化が一揆の進展過程にどう反映したか、いいかえると一揆における指導||同盟関係の形成と変化をあとづける。(三) かかると一揆が経済構造——階級関係にどのような影響または反映を与えたか。(四) 一揆から民権運動にいたる政治的变化は、どのような思想的变化・発展を基底とし、またそれはどのような経済的・階級的变化の産物なのか、いいかえると農村構造の内部的变化を諸側面から追究し、民権運動の展開という全国的な発展段階にどれほど対応できる発展構造をもっていたかを解明しようと考えている。

一、改正の経過

周知のように、明治六年七月地租改正の勅令が發布され、ついで太政官から地租改正条例が布告されるに及ん

で、地租改正はその着手の第一歩をふみだした。和歌山県では、この布告にもとづいて七年四月から施行のための構想をねり、八年三月県令乙第百七十一号をもって二十一ヶ条からなる「地租改正ニ付人民心得書」を公布した。わずらいをいとわず、その全文をかかけてみよう。

乙第百七十一号

地租改正之儀、客才公布ニ相成候通改正ノ上ハ従前ノ貢租法ハ悉皆被廢券状面ノ代価ニ随ヒ百分ノ三ヲ以テ地租ト被定追追諸物品ノ税類増加ニ随ヒ地租ノ儀漸次減却終ニハ地価百分ノ一ニモ可被為定トノ御趣意ニテ至公至平ノ儀ニ付今般別紙心得書相渡置追追着手ノ筈ニ候条、篤ト弁知致シ實際決シテ不都合無之様取調可申右者不容易重大ノ事件ニ付假令一時手数相掛候共審密調整候ハ後來紛擾ノ患ハ勿論地境争論等無之ノミナラズ、反別明売シ地価確明ニシ上下便利ヲ得セシメ候儀ニ有之且積年ノ沿革古ノ上申モ今日ハ下田ニ劣リ今日ノ下田却テ古ノ上田ニ優セルアリ或ハ売買ノ粗漏糶界ノ不締ヨリ、所有地、廣大ニテ貢租却テ少ク土地狭少ニシテ貢租却テ多キアリ偏重偏輕枚挙ニ遑アラズ実ニ人民ノ幸不幸思フヘシテ因テ更正ノ上地租ハ勿論諸入費マデモ公平ニ相成儀ニ付御趣意柄厚ク奉体可致候若シ了解致兼候廉モ有之候ハハ聊モ無忌憚幾応モ伺出毫モ誤解不致様万端布達書ニ相基キ精密取調可申出事

右之趣郡中無洩令布達者也

明治八年三月

和歌山県令神山郡廉

地租改正ニ付人民心得書

第一条

一、今般地租改正被仰出候付追追相渡候券状面ノ儀ハ旧米右盛ノ不同ト貢租ノ甘苦ニ寄り高低有之儘ノ地価ヲ記シ其持主ノ確証ヲ相定候モノ故地租改正ニ付テハ実地相当ノ真価ニ無之ニ付今度従前ノ貢租地位ハ一切ナキモノト見做シ更ニ其土地一畝

和歌山県地租改正反对一揆（後藤）

一一一（一一一）

取上ケノ作益等悉皆見積リ第二条ノ如ク取調地価何程ト持主限り見込ノ実価ヲ為申出其村正副戸長共篤ト調査ノ上確實相違無之候ハ別紙雛形ノ通帳面仕立一筆限り持主名前下へ調印セシメ正副戸長立会人トモ奥書連印ノ上可差出事

第二条

一、地価積リ方ノ儀従前直作小作地ノ別ナク渾テ其地ヨリ収入スル本作一毛ノ金額ヲ積リ右金額ノ内此後ノ地租（則地価百分ノ三也）村費ヲ（則地租三分ノ一迄ヲ目的トス）引去リ全ク地主所有ニナルヘキ米金ヲ以テ地価ヲ算出記載可致事

第三条

一、雛形ニ記セル収獲米其他ノ品類ハ是迄年年其地ヨリ生スル取上ケ高ノ総數ニシテ種肥其他ノ諸費一切引去ラス有ノ儘ニ書出シ可申尤其年年豊凶ニヨリ一定ナラスト雖モ平年ノ作柄ヲ以テ正実ニ書出可申事

第四条

一、従来ノ反別ハ年歴ヲ経ルニ随ヒ帳面上ト実地ト畝歩相違有事地券取調ニ付追追実畝ニ引直シ候儀ニモ可有之候共地租御改正ノ上ハ地価ニ随ヒ貢租民費等差出候儀ニテ反別ノ多少ニ不拘訳ニ付現実ノ畝歩ヲ調整シ後來紛擾ノ害無之様可致右取調相済候上ハ別紙雛形ノ絵図ヲ仕立是ヲ以根本トイタシ諸事可取調事

但最前差出有之候地引絵図実地悉皆適當番号等聊相違無之分ハ字一筆ノ地図而已差出其訳可申出事

第五条

一、実地歩數ヲ定ルニハ地主村役人立会銘銘持地ニ字姓名而已記シ候畝杭ヲ建置然ル後持主村役人隣田所持ノ者共立会境界ヲ正シ持主限り有ノ儘ノ形ヲ画キ縦横ノ間數ヲ量リ坪詰イタシ一筆毎ニ取調右畝杭へ現在ノ反別地所ノ番号ヲ記載前ケ条ノ通字限り地図ヲ仕立可差事

但畝杭ノ儀ハ此度調査ノ際而已ナラス向後存在ノ積ニテ朽木等ニ無之ヲ撰成丈手堅ク拵立申事

第六条

一、坪詰反別割出端尺切捨ノ儀タトヘハ五寸ナレハ二寸ヲ捨三寸トシ一尺九寸ナレハ一寸ヲ捨テ一尺八寸トシ總テ三寸六寸九寸一尺二寸ト三寸ヲ倍ス毎ニ余寸ヲ捨テ積算ノ上三步未満ハ切捨三步六歩九歩十二歩十五歩十八歩二十一歩二十四歩二十七歩ノ外端歩無之様可致事

第七條

一、番号ノ儀ハ本田畑宅地新田畑ヲ始新開大繩場等ハ勿論試作地社寺境内墓地池沿山村ニ至ル迄有税無税ニ不拘一村所屬ノ地ハ悉皆地所ノ順序ヲ以一筆限り更ニ新規押番ヲ附可申事

第八條

一、字限り地図一村総繪圖出来候上ハ是ヲ差出シ図面上ノ調査ヲ受ケ夫ヨリ地価取調帳ヲ仕立可申事

第九條

一、是迄一枚地ニテ一畝歩内外ノ小筆不都合ノ分ハ老人持ニテ地続ニ限り合併致シ候儀願ニ寄差許候条合併致度モノハ別紙取調帳ノ振合ニ照シ元ノ畝歩ヲ肩書ニ致シ可差出事

但シ山中ノ楷梯田ト唱ヘ候地所ニ本条ノ如キモノ多シ注意可致文字一筆限地圖ヘハ現地ノ形相記シ飛來ヲ以合併ノ主意可顯尤從前本条ノ如実地数株ヲ合セ一筆ニ見ナシ有之分ハ先規ノ通可相心得事

第十條

一、都テ不毛地ヲ開キ茶桑楮桶類糶漆ノ類等植付有之分ハ耕地ノ部ヘ差加ヘ隣地米麥ヲ作付致シ候収利ニ比準地価算出可致事
但シ天然生ノ野山ニテ草茅ノ間ニ聊カ茶株楮ノ類有之如キハ其儘据置不苦事

第十一條

一、從來高内ノ荒地鍬下年季中ノ分ハ御規則第十則ノ通年季中無代償ノ券状可相渡因ヨリ從前貢租弁納致米候荒地ト雖モ損害ノ厚薄ニ寄更ニ可起返難易ヲ量リ年季ヲ定無税相成候筈ニ付海欠川欠成等ニテ旧地ノ形ヲ反別難改分ノ外地床有之荒地ハ

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

現歩数ヲ取調可申立付テハ、秋下半年季引ニ相立無之古荒地ノ内起返リ作付イタシ候地所モ候ハ、現歩数相改至当ノ代価可申立事

但シ荒地ト雖モ池沼成等ニテ水草又ハ魚鳥等ニ利潤有之分ハ、其反別ヲ記シ相当ノ代価申立御規則第十一則ノ通タルヘキ事

第十二条

一、従来貢租弁納致来候堤敷道敷溜池溝敷共有墓地ノ類地租改正ノ上ハ無税ノ筈ニ付反別而已可書出且是迄作徳米價来候分ハ是迄之通据置候共相對ノ儀ニ可有之候得共可成地所買受候様取計後日ノ手数無之様精精注意可致事

但シ水車稼等ノ為ニ設有之分ハ無論此限ニアラザル事

第十三条

一、数村入会ノ山村ハ地所ノ番号第七条ノ例ニ無之番外ニイタシ其入会ノ村役人連印シテ反別並函面共別段ニ仕立地価ヲモ記シ可差出事

但譬ヘハ甲ノ村地ニシテ乙丙丁各村入会公有ノ分ハ七条ノ通地所ニ属スル甲村ノ部ヘ仕組地所ノ番号等モ都テ同様相附シ入会村村連印可致事

第十四条

一、山林ノ儀都テ立床ハ地価外ノモノニ付従来売買ノ仕来ヲモ照応山地代立木代ト引分ケ地価取調可申事

第十五条

一、藪林山林等ニテ是迄高地ニシテ山税藪税相納且無税ノ分ヲモ現今田畑ニナリ三分ハ田畑ノ部ニ加ヘ藪畑成又ハ山田成何反歩ト可認又高内ノ田畑ニテ現在山林成リ等ニ変セシハ畑山成何畝歩ト記シ山林ノ部ニ入レ其他都テ旧名ニ不混現場ノ地形ニ寄り區別シテ可取調事

第十六条

一、藪地ノ饒川添等ニテ藪ナラテハ難生立地ハ藪地ト称ヘ別廉ニ可記其他耕地宅地等ノ傍ニ有之聊カノ藪等ハ其境内ト見做シ別ニ顯スニ不及山林ノ間ニ有之藪ノ如キモ是亦同様相心得可取調事

第十七条

一、従前切畝ニイタシ候分是迄何番ノ内ト記シ来リ候得共既ニ裂地ニ相成候分ハ其裂地ノ分ヲ一筆ト見做シ新ニ番号付可申事
但改正ノ後裂地ニ相成候分ハ何番ノ内ト記シ可申尤耕地ハ百坪以下ハ御規則ノ通切歩不相成事

第十八条

一、従来有稅社地寺院境内ノ分ハ宅地ニ準シ地価取調可申立事

但聊ノ祠堂塚ナトノ類ハ本地一繩ノ内ニ取調地価帳ヘ何歩何反ト其記記載シ置ヘキ事

第十九条

一、反別地価ノ儀持主小作人共自身ニ調方致シ正副戸長立会人等ニテ吟味致シ候上ハ不相当ナル事無之筈ニ候ヘ共方一地租ヲ減セン為低価ニ書出シ反別地価ヲ陰ニ包ムノ儀有之候トモ官ニハ夫夫検査ノ法則アリ其当否ヲ検査シ不相ナル時ハ何ケ度モ調直シ之儀申達尚不服ノ者ハ御規則ノ通り買上等ノ処分致シ候ニ付心得違決而致ス間敷事

第二十条

一、地券取調ニ付一昨年壬申年切添切開隠田等ノ類此度限り一切被差許候旨御布告有之開墾地タリトモ既ニ作付出来候分ハ地代金上納ヲモ被差免候ニ付是迄書上洩ノ分ハ無之筈ニ候得共若漏落有之候ハハ相当ノ地価ヲ認有体可申立万一地租改正ノ後ニ至リ隠歩隠田等有之ニ於テハ御布告ノ通欺隠田糧律ニ準シ処刑相成候条心得違致間敷事

第二十一条

一、各六区内適宜ノ場所ヘ官員派出地租改正事務取扱時時巡廻諸事差配可致候付了解致兼候節ハ県庁ハ勿論右出張所ヘ伺出

可申事

右簡条之外一筆限地図并地価取調帳等ノ雖形能能熟知實際不都合無之様厚可致注意事

この布告と同時に、県は一方では、地租改正総理係を設けるとともに地租改正委員をおき、さらに庶務・学務・出納三課の一部の吏員をも加えて、彼らを各郡に派遣し、他方では、各小区から二名づつの立会人を選定した。こうして、地租改正着手のための法的・制度的準備が一応ととのえられた。

県庁は、改租事業の第一段階として、八年夏ごろから土地の実積査定にとりかかった。この検地は、村役人の立会のもとに、筆毎に畝杭をたてて地押丈量を行い、その結果についての戸長の上申にもとづき、さらに地租改正係官が実地検証をするという方法がとられている。（だが実際には、地押丈量も実地検証も、粉河村にみられるように落井部落で二筆、猪垣部落で二筆といった程度のものでしかなかった）。このような部分的な地押丈量は実地検証をもとにして、全県下にわたって田方三十三等・畑方三十等・宅地十八等の等級を区分・設定した。ちなみにそれを示せば次の通りである。

田方一等	米2石4斗2升	2〜7等	4升減	8〜12年	5升減	13・14等	6升減	15〜18等	7升減	19〜21等	8升減
畑方表一等	2石6斗一升	2・3等	5升減	4等	8升減	5〜9等	一斗減	10等	一斗一升減	11〜14等	一斗減
斗減	15等	一斗五升減	16〜19等	一斗減	20〜23等	6升減	24〜28等	五升減	29〜30等	3升減	
宅地一等	120円	2等	13円減	3〜4等	5円減	5等	8円減	6〜8等	6円減	9等	5円減
9円減	12等	10円減	13等	7円減	14等	8円減	15〜16等	5円減	17〜18等	三円減	

以上、和歌山県誌より

改租事業の第二段階は、地租の基準となる地価決定である。地租改正条例は地租を地価の百分の三と規定し、その地価は明治三年から七年までの五ヶ年間の米価の平均をとり、ここから種子・肥料等の出費を控除しまた土地から生ずる利子を考慮した上で決定するというのである。したがって、当然のこととして①米麦価の決定②各地収獲高の決定③種子・肥料等出費額および土地から生ずる利子の見込額等が、官民の最大の関心事となつたことはいうまでもない。ところで、県庁は地価決定の最も重要な柱となる石代相場を、熊野地方を標準地として選定し、「地価算出ノ標準トスベキ米価壹石ニ付五円五十四銭」と決定した。これは、近畿諸府県の五円二十一銭と比較して高いばかりでなく、一揆の中心地帯たる粉河村の石当り売買価格四円六十銭と比較すればおそろしく高価なものであった。したがって、地価は必然的に高く決定されるにいたつた。

農民の非難は、この高額な石代相場に集中し、これをめぐって農民闘争が展開するのも必然的帰結だつたといわねばならない。わたしたちは、以下にこの展開過程にかんする史料をかかげることにしよう。ただ、われわれの入手できた史料は、主として那賀郡粉河村のものであることを、はじめにおことわりしておきたい。

経過

八年三月 地租改正ニ付キ人民心得書 和歌山県令

冬 建白書? 提出 児玉仲児

九年二月 石代相場米一石五円五十四銭麦一石三円 和歌山県

二月 七日 貢米石代ノ儀ニ付伺 児玉仲児

二月十三日 粉河すし屋集合會和発起

二月十六日 右集合協議ノ結果第二小区戸長副戸長連署ヲ以テ相場ノ改定ヲ歎願地租改正石代相場ノ儀ニ付御願

和歌山県地租改正反対一揆(後藤)

二月二日 貢米石代相場ノ儀ニ付再伺 児玉仲児

三月 改租石代相場決定米一石五円二十七錢麦一石二円十三錢 和歌山県

三月 八日 児玉仲児伺ニ対シ示令 和歌山県

三月十三日 貢米石代相場儀ニ付建言 児玉仲児

三月二十八日 第二小区副戸長十六名出庁阪田権小属ニ陳情

石代相場更正願 第二小区正副戸長連署

三月二十九日 書面願之趣採用難相成事 和歌山県

四月 四日 石代相場更正再願 第一二三小区正副戸長惣代

四月 四日 第一二三小区正副戸長惣代トシテ千田軍之助曾和震十郎八塚林之輔富松莊助辻田彦左ニ門外十二人県庁ニ出

頭神山県令河野参事山根第三課長ニ面接シ陳情

四月 五日 採用難相成候事 和歌山県

四月 五日 再ヒ出庁シ県令ニ面謁ヲ請ヒ庁中詮議ノ次第ヲ問ハントス県令避ケテ会ハス退庁ヲ要シ其邸ニ至レトモ拒ン

テ会ハス

四月 六日 県令ノ邸ニ至リ面謁ヲ切願スレトモ遂ニ省ミラレス

四月 八日 第二三小区正副戸長辞表提出

四月 十日 右辞表一旦還付セラル

四月十二日 仲児上京ノ途ニ上ル

四月十六日 改租ニ付地価算出ノ標準トスヘキ米価改設願

一二三小区各村正副戸長村惣代百四十人

児玉仲児陸奥宗光ニ会见

四月十七日 地価會計帳下付

四月十八日 河野參事粉河ニ出張農民ヲ集メテ地価査定ノ適法ナルヲ説明セントスレトモ衆聞カス抗弁論争果テハ不穩ノ言動モアリ空シク帰庁

四月十九日 上京セシ児玉仲兒陸奥從四位ニ謁シ陳情

四月二十日 四月十六日提出ノ米価改設願ニ付シ難致採用トノ示令 和歌山県 收穫米等更正願第二小区正副戸長

四月二二日 各民ヘ為説諭官員派出申請 第二小区長

四月二三日 自今事繁劇官員派遣ノ儀難聞届 和歌山県

四月二四日 四月二十日提出ノ收穫米等更正願ニ対シ示令 願之趣ハ難致採用事

四月二四日 地価算出平均相場拝承願 第一小区戸長 第三小区戸長

四月二五日 上京中ノ児玉仲兒松方大藏大輔ニ陳情

四月二九日 石代相場更正再三願 第二小区正副戸長

四月三〇日 收穫米等更正再三願 第二小区正副戸長

五月 五日 第二小区正副戸長全部ニ対シ山根租稅課長ヨリ呼出シアリ種々説諭スレトモ林玄昌八塚林之助曾和震十郎千田軍之助児玉庄左衛門等頑トシテ応セズ意氣軒昂抗弁大ニ努ム遂ニ第四課ニ連行サレ児玉八塚林ハ片内ニ一時拘留所ヘ千田曾和ハ伝弦ノ監獄ニ収容サル

五月 六日 北林文吾等収容サル矢半田秀助児玉文助県庁ヨリ脱出シ来リテ急ヲ告グ

五月 七日 遂ニ爆発粉河寺ニ四百余名長田観音二三百名集合竹槍席旗ト云ウ百姓一揆ノ陳立宜シク和歌山ニ押シ進ム上

田井ノ官三十代表ヲ撰ビ淡路街道ヲ和歌山へ先発急行セシメテ大衆ハ大和街道ヲ西向ス寺田村山王官三十号
削警部下井阪村羊之宮ニテ小上白稷等ノ税論ニ遇ヒ又曾和縫之助ニ会ヒ其意ヲ諒トシテ一先引返ス

五月 八日 淡路街道ヨリ進ミタル代表等県庁ニ出頭拘留者ノ釈放ヲ請ウ

五月 七日 県下粉河村近傍ニ於テ人民非常集合ノ景況抑居県ヨリ大政大臣内務卿宛

五月 九日 解散全ク静穏ニ帰ス

五月 十日 大阪鎮台ヨリ歩兵一箇中隊鎮定ノ為来着

五月 十二日 児玉仲児尼ヶ崎ニ帰ル数日後再ビ東京ニ引返ス

七月 二日 拘留中ノ千田其ノ他一同帰村差免サレ伍組預ケトナル

八月 一日 児玉仲児東京ニテ河野参事ニ会见

八月 五日 児玉仲児帰国

八月 七日 御届問ニツキ謹答

八月 十三日 刑事係ニテ取調開始一同数十回ノ呼出シヲウク

九月 五日 一同不服ナガラ不得止口供調印

九月 六日 伍組預ケ

九月 十五日 第四課 呼立ヲ郷宿預ケ

九月 二七日 夫々判決言渡

二、反対闘争の第一段階

抗議の第一声は、那賀郡中山村平民児玉仲児によって発せられた。九年二月七日、彼は石代相場決定について

の非理を指摘する伺書を県令に差出した。次の史料がこれである。

貢米石代相場之義付伺

昨八年分石代相場米売石ニ付金五円五十五銭ト定ル旨御布令出人民一同驚愕仕候然リ其後京都大阪堺兵庫等諸県府ノ石代相場ヲ伝聞スルニ并ニ五円廿七銭ニ止ル就中河州ノ如キ僅カニ五円ト云フ乃本県ト比較スルニ大凡五十銭餘ノ逕庭ヲ生ス右ハ何等ノ事情ヨリ此逕庭ヲ生セシカ彼京都大阪外二県ノ如キ米価我地方ニ比スレハ常ニ駕スト雖モ下ラス而シテ独リ石代相場ニ至リ比ノ大差ヲナシ無智ノ小民甚タ悟解ニ苦ミ哭泣ノ声四隣ニ聞ユ近クハ今日ヲ以テ論スルモ前件府県ハ市街边境ノ別ナク大抵方今米売石ヲ以テ金五円ニ易フ然ルニ我地方ニ於テハ四円六十銭ナラスヤ現ニ売買スル所相場ヲ以テスルモ我レ彼ヨリ四十銭ノ下ニアリ而シテ既往ヲ以テスルモ彼レ我ヨリ貴シ而シテ今日貢スル所ノ石代ニ至テハ我特ニ五十銭ノ上アリ小民ノ悟解ニ苦ムモ亦宜ナラスヤ且細民ノ糞裏米売石式斗ヲ売テ纔ニ一石ノ貢納ニ充ツ哭泣ノ声四隣ニ聞ユルモ以テアルナリ或日本県石代ノ貴キハ米価至貴ノ熊野地方ト平均スレハナリ仲兒叱シテ曰ク我賢明県令ニシテ何ソ如此ノ不条理ヲ為シヤ米価ハ本是耕地ノ多少ト人民ノ衆寡ト運搬ノ便不便トニヨリ随所相場ヲ異ニス況熊野ト此土ノ如キ地理人事大ニ其趣ヲ異ニシ石代ニ付常ニ二円ヨリ三円ノ上ニ位ス則チ我ト彼ハ分毫モ相関渉スルモノナラス安ソ我賢明県令ニシテ此ノ関渉セサルヲ索強シテ非理ノ權衡ヲ用ヒ甲地ノ貴価ヲ採テ、乙地ノ廉価ニ加ルアラシヤ彼京都府ノ如キモ山城全国ト丹波三郡ト均ク一管内ニシテ各其場ヲ同フセス且丹波ハ各郡差アリ何ナレハ則チ甲乙趣ヲ異ニシ乙丙情ヲ同セサレハナリ其同ヲ異ヲ異スルハ天壤ト無窮ノ公道止タニ該府ノミナラス今日開明凡ソ官路ニアル者誰カ此公平ノ意ナカラシヤ特リ我県令ニシテ熊禁云云ノ不公平ヲ為ストスルハ失言モ亦甚シ到底我石代相場ノ非理ニ貴キハ必ス他ニ不得止ノ原因アリト奉推察候得共前条云云ノ通り無智ノ小民其原因ヲ認兼之ヲ思テ寝ト食トヲ忘レ候伏テ乞ウ御仁恤ノ御恩召ヲ以テ本県ノ石代相場他ノ府県ヨリ貴キハ云云ノ次第ナリト御教被成下度乍恐奉懇願候若シ今日ニシテ此事止ウニ帰セハ小民ノ迷夢千歳弗覺酸鼻ニ奉存候尊嚴ヲ冒瀆シ奉リ恐懼無已死罪

明治九年二月七日

第三大区第二小区中山村一番地

児玉庄右衛門長男

児玉 仲 児

和歌山県令神山郡廉殿

この児玉の理論整然たる抗議は、早速、大きな反響をよんだ。すなわち、粉河村戸長八塚林之輔は、県庁会議所でこの児玉の伺書を読みその願意に共鳴して戸長層に働きかける決心をかためた。彼はこう書き残している。

「一二三小区戸長中十二名申合せ児玉仲児ノ願意貫徹候ハバ少々ノ事ナラズ、区内一般人民ノ幸福ナリ。戸長共ニモ傍観スベキニアラズ」と。戸長層が動きだした。その初歩が二月十六日の次のような建言である。

地租改正石代相場之儀ニ付御願

明治六年甫メテ地租改正ノ令ヲ布クヤ従来各地ノ偏重偏輕ヲ改メ勤メテ公平均一一般人民ヲシテ幸不幸ノ患ナカラシムルノ神聖明令実ニ千載一遇ノ美業ニシテ全国億兆ノ生靈誰カ之ヲ感載シ之ヲ遵奉シテ雀躍セサランヤ此レニヨリテ各人民奮ツテ歩ヲ改正ノ事業ニ進メ近者將ニ功ヲ闕エントス而シテ未タ闕サル所ノモノハ独リ地価算出ノ事ノミ然ルニ昨年乙第二百五十八号ヲ以テ本県地価算出ノ標準トスヘキ米価一石ニ付金五円五十四銭ナルヲ公布セリ是ニ於テカ一般人民雀躍ノ氣一頓シテ復タ振ハス咨嗟慷慨終ニ起ツテ能ハサルナリ何ナレハ則チ五円五十四銭ヲ以テ地価ノ計算ヲ起スハ我地ニ於テハ大ニ昂価ヲ設ケハ必スヤ偏輕ノ患ナクシテ偏重ノ患アルハ言フニ勝フヘカラス關郡挙ケテ偏重ナレハ仮令一郡ノ中ニシテ輕重ノ患ナキモ他府県ニ較スレハ偏重偏輕ノ相懸隔スルヤ実ニ同日ニシテ語ルヘカラサルナリ夫レ地租改正ノ業タルヤ勤メテ公平均一ヲ欲スルニアラスヤ公平均一ヲ欲スル改正ニシテ殊ニ充当ナラサルノ昂価ヲ以テ地価ノ計算ヲ起スハ甚タ改正ノ旨意ニ戻ルナリ改正ノ旨意ニ悖テ強ヒテ改正ヲナスハ畢竟改正ヲ為ササルト何ノ扱ハン偶々改正ヲナシテ而シテ改正ヲナササルノ前ニ同シク偏重偏輕

ヲシテ独リアラシメハ彼ノ神聖ナル明令モ竟ニ水泡ニ属セン此明令ニシテ一朝水泡ニ属セハ將タ人民ノ不幸ヲ如何ニセン人民一般咨嗟慷慨終ニ起ツ能ハサルハ一ニ此レヲ以テナリ凡ソ耳目ト思想ノ官ヲ具フルモノ誰カ忍シテ之ヲ坐視センヤ而シテ今閣下ニシテ独リ忍シテ坐視スルカ將タ一旦決然別ニ充當ノ標準ヲ設ケテ以テ千歳一遇ノ美拳ヲ終フルカ今審カニ我那賀郡ノ形勢ヲ察スルニ地価算出ノ米価ハ一石ニ付四円八拾錢ヲ以テ名ニ背カシメス各地一般公平均一ヲ欲セハ速カニ五円五拾四錢ノ充當ナラサルヲ斃シテ四円八十錢ノ充當ニ改メヨ關邑一般足ヲ翹ヘテ貴重公平ノ指令ヲ待ツ悲泣嗟歎ノ至リニ堪サルナリ謹ミテ連書建言ス 頓首頓首

明治九年二月十六日

第三大区一二三小区戸長

十二名連書

和歌山県令神山郡廉殿

児玉と戸長層の二つの伺書は、県令によつて全く無視された。これに憤激して、児玉は「鄙言未ダ閣下ノ心ヲ動カスニ足ラザルカ」と再び伺書をつきつけた。二月二十一日付のこの「再伺」は、ただ文章のはげしさだけのものではなく、そこにはきわめて漠然たる形ではあれ、国家権力にたいする政治的批判がきざしていることに注目すべきである。かかる批判的精神の理論的根柢は、明治七年の民撰議院設立建白以来の自由民権思想に理論をぬきにしては考えられないであらう。

貢米石代相場ノ義ニ付再伺

無智ノ小民昨八年分貢米石代相場ヲ以テ慢ニ昂価ニ過ルト無シ朝想夕畏終ニ身ヲ拳テ迷雲ノ中ニ投シ憂悶為ス所ヲシラス閣下ノ垂教ヲ須スンハ關東幾十萬ノ生靈何レノ日カ迷雲ノ外ニ遊ビ快暢ノ天日ヲ仰カン仲兎至愚一念此ニ至ル毎ニ未タ嘗テ悚然

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

一一三（一一三）

寝ヲ忘レサルハアラサル也非才ト忌憚トヲ省ミス涙ヲ揮テ遂ニ本月七日ヲ以テ伺書一通閣下ノ左右ニ上ツルニ至レリ再来命ヲ待ツ十数日未タ何等ノ教ヲ奉セス願ウニ鄙言未タ閣下ノ心ヲ動かス不足ラサルカ將タ此問ニ對エサルモ官府ノ義務未タ缺ストナスカ何ソ十数日ノ久シキ経テ尚ホ一言ノ教ヲ垂レサルヤ曩ニ上ツル所ニ曰ク人民咸八年ノ石代相場ヲ以テ非理ニ貴シトナン哭泣ノ声四隣ニ聞ユト閣下此一句ニ就キ何等ノ看ヲナセシカ民ヲ牧スル者ハ民ノ父母也父母其子ノ哭泣ヲ聞キ而シテ邈然等ニ介セサル者ハ父母ニアラサル也又人ニアラサル也閣下今父母ノ地位ニ処リ管下数十万人ノ哭泣ヲ以テ崖ノ狗ヲ聞カ如クナスカ安ソ閣下ニシテ此無情ヲ為サンヤ断シテ為サル也又為スノ理ナキ也然リ而シテ十数日ノ久キヲ経テ尚一言ノ教ヲ垂レサルハ蓋シ人民ヲシテ哭泣セシムルモ官府タルモノ決シテ之ヲ顧ルニ足ラサル者乎冀クハ閣下官府ト人民トノ關係ヲ渥クシ一片ノ愛情ヲ以テ一言ノ教示ヲ吝マス彼迷雲ヲ排シ此ノ迷雲ヲ覚シ哭泣ノ声ヲシテ歎作ノ音ニ変セシメヨ命ヲ待ソ一秒時実ニ一日ノ思ヲナス感激懇懇ノ至リニ堪ヘスシテ再ヒ尊嚴ヲ冒瀆ス恐懼死罪

二月二十一日

第三区第二小区中山村荅番地

兒玉庄右衛門長男

兒玉 伸 兒

和歌山県令神山郡廉殿

両三度にわたる兒玉と戸長層の歎願にたいして、ようやく県令神山郡廉は三月八日に次のような「示令」を發した。

明治九年三月八日

御示令

和歌山県令神山郡廉印

書面貢米納石代相場疑問ノ義ハ県令ノ賢不肖ニ依リ米価ニ貴賤ノ別生スヘキ者ニ非ス是則天然自然ノ状態ヲ胚胎スル所ナリトス何トナレハ過ル明治五年創テ各地方一般ノ成慮ヲ設備セラレ其公達ニ導基シ同年十月朔日ヨリ同十一月十五日迄四十五日間及ヒ同六年以後ハ其年十月十五日ヨリ同十二月十五日迄六十二日間日日相場立候箇所悉皆相約メ然ルニ之ヲ一郡或ハ一村ヨリ窄見スレハ各地方ノ時価ト平均石代ト聊昂低ノ差アルハ平均法原質タリ況昨年ノ如キハ管内各地豊凶ヲ異ニスルノ年柄ニ付亦彼我昂低ノ差額ヲ生ルモ時勢ノ然ラシムル所也且ヤ隣県ニ比較セハ当県下ノ常ニ高価ナラサルヲ得サル者ハ他ナシ地形ト人口ノ多寡ニ係ルノ故ナリ即チ糶糶ノ差アルニ原因セル者ニテ兩三年乃至四五ヶ年ノ価額ニ計較スルハ別理スル曠然タルヘキ儀ニ可有之候事

兎玉と戸長層が出した抗議の内容は、おおまかにみて次の二つのことであつた。すなわち、①京都・大阪・兵庫諸県のような米価の高い地方と比較してもなおかつ当地帯の石代相場が高いのは如何なる理由にもとづくか、②当地方の石代相場をつねに二、三円も高い和歌山・田辺・新宮等の小都市を含む熊野地方と均一にしたのはどういう理由によるのか、ということである。にもかかわらず、県令の「示令」は、この疑問にたいして何等具體的な回答を与えてはいない。だが、県側もその不当性をついに認めざるをえなかつた。というのは、県令は、九年三月、石代相場の更正を決め、和歌山・粉河・橋本・湯浅・御坊・南部・田辺・日置・串本・新宮十ヶ所の平均を取り、米一石五円二十七銭と改定して、之を県下に劃一的に施行すると発表しているからである。ただ、このような県側の転換がどういふ過程をたどつてなされたのかについては、いまのところ史料が発見できていない。それはともかく、県の米価改定は決して指導層を満足させるものではなかつた。再び兎玉は綿密な調査と合理的な発想にもとづいた建言書をつきつけた。この建言書は、「閣下ヨ、人民ハ法ノ為メ之ヲ設クルニ非ズシテ、法ハ人民ノ為メ之ヲ設クルノ一大要語ヲ体認シテ不日労音ヲ聞カシメヨ」という結語から知られるように、たん

なる歎願運動の域からいづでも政治闘争に転化する可能性さえ内包する力強い内容をもっている。長文ではあるが、そのままかかけてみよう。

貢米石代相場之儀ニ付建言

昨八年分貢米石代相場ノ義ニ付客月七日伺書一通閣下ノ右左ニ上リ命ヲ待ツ一閱月卒ニ本月九日ヲ以テ貴重ノ指令ヲ辱ス高示ニ曰ク石代相場タルヤ明治五年同六年公達ノ成憲ニ基キ毎年十月十五日ヨリ十二月十五日迄六十二日間日々相場相立候箇所悉皆約メ其総計ノ平均ヲ以テ相定ル通規也ト然ルニ明治五年大政官第二百廿二号ノ公達ニヨルニ田畑貢米及ヒ雜稅米其所最寄市町某月某日ヨリ某月某日ニ至リ日々上米平均直撒ヲ以テ金納云々ト此公達面ヲ照スニ日々相場相立候箇所悉皆相約メ云々ノ文辭ヲ見ス假令六年ニ至リ各所ノ相場ヲ約メ平均ヲ執リ而後石代相場ヲ設ルノ法改メタルモ此ニ由リ人民ノ幸不幸ヲ生スル勝テ云ウヘカラス乃チ此法恐ラクハ公平ノ法ニ非ス閣下特ニ此法ヲ以テ公平ノ法トナスカ閣下ニシテ之ヲ公平ノ法トナサハ到底一般人民ノ迷雲ハ益深ク哭泣ノ声ヲシテ歎作ノ音ニ変セシムルノ期ナキ也夫全国府県各々石代相場ヲ異ニスルニアラスヤ府県各々石代相場ヲ異ニスルハ府県各々平素ノ米価異ナレハ也此ヲ以テ之ヲ推スニ一県内ニシテ甲地ト乙地平素ノ米価異ナレハ則亦甲乙二様ノ石代相場ヲ設ケサルヲ得ス若シ一県内ニシテ甲乙二様ノ石代相場ヲ設ルハ事煩冗ニシテ耐ニ難キトセハ則チ今ノ日本政府ハ果シテ真ニ公平ヲ尚フノ政府ニ非サルカ如シ政府ニシテ苟モ公平ヲ尚ハスシテ徒ニ煩冗ヲ懼レハ全国一般一相場ヲ設ケテ以テ全国ニ布クノ簡且易タルニ如サル也然リ而シテ我日本政府ハ此ノ如キノ暴政府ニ非ルナリ唯公平ヲ欲シテ決シテ煩冗ヲ惡マサルヤ則チ一県内ニシテ甲乙兩地大ニ米価ヲ異ニセハ甲乙二様ノ石代相場ヲ設ルモ何ノ憚ル事カ之アラン唯ニ之ヲ憚ラサルノミナラス必スヤ之ヲ分割セサル可カラサルノ理ナリ誠ニ見ヨ京都府管下丹波國三郡ノ如キ三様ノ石代相場ヲ設ク是亦各郡平素ノ米価異ナルニ非サルヲ知ランヤ独リ本県ノミ此ノ公平ノ權衡ヲ用フヘカラスト謂フカ如キハ小民得テ信セサルナリ伏乞閣下平日ノ公平心意ヲ拡ロメラ我郡賀郡外伊都名草海部三郡ヲ併セテ和歌山相場ノ平均ヲ以テ石代相場ヲ改設シ有田日高牟婁ノ三郡ハ断然御引分ケ被成下大ナル幸不幸無之様泣血奉懇願候若シ一県二種ノ石代相場ヲ立ルヲ以テ成法ニ背クノミナラ

ズ兼テ施政官吏ノ權限外トナサハ乍恐閣下ヨリ速ニ其筋上申建議ノ上儼然改良候様偏ニ奉願閣下候、冀クハ賢明ナル閣下ヨリ
民ハ法ノ為メ之ヲ設ルニ非スシテ法ハ人民ノ為メ之ヲ設ルノ一大要語ヲ体認シテ不日勞音ヲ聞カンメヨ感激啼泣ニ堪ナク復尊
敵ヲ干瀆ス誠恐頓首々々

明治九年三月十三日

第三大区二小区中山村荻番地

児玉庄右エ門長男

平民 児玉 仲 児

和歌山県令神山郡廉閣下

二月十六日に伺書を出して以来、第三大区第二小区の戸長達もただ静観してはいなかつた。というのも、地租
上納期限が迫っていたからである。彼らは石代相場「未ダ立タザル内ハ五円二十銭内外」と思考していたのであ
るが、「凡三十銭ノ高価ト相成リ候ト雖モ、元ヨリ人民ノ官へ願出タル上、御取極メニ相成候事故、之ヲ如何ト
モスベカラザルヲ以テ尚上納期限ヲ不怠上納」すべきではあるが、もはや「集金難相成」状況に立たされた。こ
の「集金難相成」状況が農民の不納運動にもとづくのか、あるいは戸長層の徴収拒否という積極的抵抗にもとづ
くのか、いまのところ判断すべき史料はもたない。ともかく、こういう状況にたつて、戸長層は、再び次のよう
な「更正願」を県令に差出した。

石代相場更正願

一、昨八年地租石代金残り四分ノ一上納期節ニ差向イ候付当節取立ニ相望ミ候処人民情願ニハ海草郡伊四郡ノ平均相場ヲ以テ
御改設被下度与申立候付色々遂説論候得共熊野ノ地ヲ平均被下候テハ難堪旨申募リ集金難相成候間何卒前件四郡平均相場ニ

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

一一七（一一七）

テ御取立相成候様取扱被成下度奉願候尚又今般地価算出代価モ前同様四郡平均相場四円八拾銭与相成候様存候右直段ニテ御取扱被下度此般併セテ奉願候也

明治九年三月二十八日

第三大区第二小区副戸長

十六名連印

小区長印

和歌山県令神山郡廉殿

これにたいして、県令は、三月二十九日「書面願之趣兩条トモ採用難相成事」と、何の理由も説明せずつづねた。これは、戸長層をいちじるしく刺戟した。四月四日、第三大区一二三小区の副戸長ら十二名は「石代相場更正再願書」をもって県庁にのりこみ、県令・参事および租税課長に面会し、四時間にわたって激論をかわした。その状況を八塚林之助は手記でいきいきと伝えている。われわれは、そのなかから、権力を向うに廻して一歩もひけをとらず、堂々とわたり合った戸長層の姿を見いだすことができる。彼らは、論理では充分に勝っていた。曾和がいうように、彼らは「自から信じて而後自から論ずる」のであり、だからこそ、その正論を「強願」として県令がはねつけようとしたとき、千田が「退て下民の憂苦を見れば腸之が為に九回す」と「兩眼血を濺ひて」県令に迫る命がけの反論もできたのである。彼ら戸長層は、充分に農民大衆の憤激を体得していた。われわれは、この手記から戸長層と一般農民層の利害関係の共通性をよみとることができる。

登片陳情ノ記 八塚林之輔手記

明治八年貢米石代相場不公平ナルヲ以テ更正ヲ懇願ノ為九年四月四日ヲ以和歌山県紀伊国第三大区一二三小区正副戸長ノ内

物代トシテ千田軍之助、曾和震十郎、八塚林之輔、富松莊助、辻田彦左ニ門外十二人同參事及第三課長ニ面会シ不公平ノ原因ヲ吐露シ討論四時間其ノ詳細左ノ如シ

同日正午十二時臬令出席、直チニ眼ヲ瞋シ声ヲ於曰、本日出頭ノ旨趣ハ何如。千田跪テ願書ヲ捧ケテ曰ク、小民訥弁ニシテ容易ニ言ヲ悉ス能ハス、出頭旨趣ノ眼目ハ此書ヲ見テ了知セラレヨ。令曰、公等今日面謁ヲ乞ウ口陳センカ為ナラスヤ書ヲ出スハ何ヤ。千田再三請テ曰ク、冀クハ此書ヲ見テ概略ヲ了知セラレヨ、閣下其ノ概略ヲ了知セハ巨細ハ漸次口陳セン。令固ク斥ケテ見ス、唯口陳ヲ促ス。此ニ於テ止ムヲ得ス書ヲ執テ榻ニ就キ曰ク、本日出頭ノ旨趣ハ昨年貢米石代相場臬下平均一様ニ設ケラレタルハ不公平ナルヲ以テナリ、当臬ノ如キハ各地ノ米価大ニ異ナリ、而ルニ石代相場一様ニ設ケラレタルヲ以テ民間頗ル苦情ヲ鳴ラセリ。今日苦情ヲ鳴ラスモノ幾人アル。千田対曰、屈指スルニ暇アラス。今日石代相場ノ設ケタルヤ各地方一般ノ成規ニ基ケリ、決シテ一國ニ別ツヘカラス。曾和曰、去月二十八日二小区副戸長十六名出立シ阪口権少属ニ下情ヲ上陳セリ、其時某曰、三府各臬ヨリ大蔵省ヘ書上タル石代相場表ヲ見ルニ、一國ニシテ決シテ二様三様ニ別ツヲ見ス。公等畢竟伝聞ノ誤ナリト。小民婦村後東京報知新聞第八百九十二号京都録事ノ欄内ヲ見ルニ、山城全国五円廿錢有寄丹波国桑田郡ハ四円廿七錢有寄船井郡ハ四円十八錢有寄何鹿郡ハ四円十七錢有寄ナル掲載セリ、之ヲ以テ考フルニ決シテ伝聞ノ誤ニ非ス。令之ニ応セスシテ曰ク、次テ言フ者ハ誰ゾ。富松曰ク、昨年石代相場ノ甚高価ナルヲ以テ人民一同頗ル疑念ヲ抱ケリ、畢竟熊野ノ如キ米価至貴ノ地ト平均セシヲ以テ此ノ如キ米価ヲ為スニ似タリ。故ニ一郡若シクハ二郡実地ノ米価ヲ以テ石代相場ノ差等ヲ請フ。令又之ニ応セスシテ曰ク、次シテ言フ者ハ誰ゾ。八塚曰ク、明治五年大政官第二百二十二号ノ公達ニ依ルニ其所最寄市町ノ上米相場ヲ以テ石代相場ヲ設ル云々ヲ見テ、未ダ管内一般平々云々ヲ見ス、故ニ本臬ノ如キ米価ニ高低アルノ國ハ必ス二様若シクハ三様ノ石代相場ヲ設ルヲ請フ。令之ニ応セスシテ曰ク、次シテ言フ者ハ誰ゾ。皆曰、前者ト同意ナリ。令曰ク、明治五年甫メテ石代相場ノ設ケアリ、亦数年ヲ経テ一句ノ不公平ヲ唱ル者ナシ。八年ノ石代ニシテ不公平ナレハ七年以往亦不公平ト云ハサルヲ得ス。然ルニ前ニ唱ニスシテ後ニ訴ルハ何ソヤ。曾和曰ク、明治五年以後石代相場非理貴シト雖モ、当

時人民知覚未タ開ケス、私ニ謂ラク、此全国一般ノ通規也ト。遂ニ之ヲ如何トモスヘカラサルニ歸セリ。然ルニ今日ニ至テハ、熊野地方ト我那賀郡ト平均セシハ正義ニ非ルヲ覚知ス。之ヲ要スルニ一般人民稍文化ノ域ニ進歩セシモノカ田舎間ニモ往々新聞紙ヲ購求シ、坐シテ諸府県ノ景況ヲ略知スルモノアリ前条京都府下丹波云々ヲ知ルカ如シ。

今日少シク新聞紙ノ読者アルヲ以テ文化ノ域ニ進歩スト謂フヲ得ス。畢竟今日公等ノ如ク衆人出序シテ苦情ヲ訴フルニ於テハ、細民ノ心ヲ動カシ遂ニ沸騰ノ萌トナルモ計リカタシ。千田曰ク、小民等説論シテ決シテ動揺ヲ為サシメサル也。今日拙者ノ黒キ管下ノ人民豈動揺スルヲ得ンヤ。辻田曰ク、酒類税則ノ平均直段ヲ約スルスラ此ノ如ク注意スルニ、石代相場ノ如キ大事ニ粗疎ノ相場ヲ立ルハ頗ル不注意ナルガ如シ。今日和歌山県ノ令參事ハ不注意ナリト言フ歟。明治五年北島秀朝子ノ始メテ取極メシ以後、年々其成規ニ基ケリ。且此事県庁ニテ專断スヘキモノニ非ス、必大藏省ヘ伺ノ上下附セシモノ也。

參事曰ク、既往ノ事ハ今日如何トモ為難シ。譬ヘハ茲ニ一刑人アリ官吏過テ之ヲ死罪ニ決シ、処分既ニ済ミ然ル後訟訴ニ及ヒ死罪ニ当ツヘキモノニアラサルニ至ルト雖モ、事ノ施スヘキナシ。公等ノ願モ之ニ同シ。千田曰ク此事ヲ以テ石代更正ニ比スルハ小民得テ解セサル也。山根課長曰ク、昨八年米金取極ノ時、米納ヲ願ヒ置ケハ今日此ノ苦情訴フルヲ用ヒス。

千田曰ク、米金取極ノ時石代ノ価直ヲ知ラス、唯金納ハ簡且便ナルヲ以テ往々之ヲ願ヘリ。若シ此時今ノ高価ニ過ルヲ知ラハ、誰カ金納ヲ欲スル者アランヤ。令亦曰ク、既往ハ到底改ムヘカラス、公等ノ論ノ如キハ自カラ論シテ自カラ信スル者ナリ。別ニ公論出ルアレハ如何。曾和曰ク、小民自ラ論シテ自カラ信スルニ非ス自カラ信シテ而後自カラ論スル也。若シ公論一タヒ出テ小市民ノ迷雲ヲ推排スルモノアラハ、何ノ暇カ今日此事ヲ訴ヘン。令怫然色ヲ作テ曰ク、汝敢テ此事ヲ以不正義ト為スカ、独リ従来ノ成規ヲ知ラサル乎。

千田曰ク、旧藩政時ト雖モ郡々ニシテ御切手直段ナルモノヲ異ニセリ、況ンヤ開明ノ今日ニシテ此ノ成規アルハ不都合モ亦甚シ。參事モ亦怫然叱咤シテ曰ク、汝等ノ言ノ如キハ強願ナリ。是ニ於テ千田覺ニス悲声ヲ発シ両眼血ヲ濺ヒテ曰ク我輩官民ノ間ニ立ヲ以テ其義務ヲ果サント欲シ進ンデ閣下ニ訴フレハ閣下ハ之ヲ強願ト言フ、退テ下民ノ憂苦ヲ見レハ腸之カ為ニ九回

ス、進退惟ニ谷ル也。

一座黙然寂々トシテ唯令參事課長ノ溜息ヲ聞クノミ。之ヲ久フシテ曾和又曰ク、石代相場ノ更正タルヤ閣下ノ手ニ專斷スル能ハサレハ、其筋エ上申スルヲ請フ。今日汝何ソ敢テ他人ノ田ヲ耕スカ県令ノ權力アリ何ソ汝等ノ指教ヲ受シヤ。曾和曰ク、小民自己ノ田ヲ作ント欲ス敢テ他人ノ田ヲ耕スカ如キニ非ルナリ。參事曰ク、京都ハ府ナリ県ニ非ルナリ凡ソ今日六十県中一石ニシテ石代相場ヲ分割スルモノ有ル。曾和曰ク、広島県下モ三種ニ分ツト聞ク。令參事齊ク課長又曰ク、今日米価ノ賤キヲ以テ下民遂ニ苦情ヲ陳ルカ如シ、譬ヘハ商賈ノ物品ヲ買フニ定約ヲ為シ手附金ヲ与フ、然ル後物品代価下落スルモ前ノ約定ヲ破ルヲ得ス、今公等石代云々ハ正ニ此定約ヲ破毀スルニ同シ。衆笑テ曰ク、下落スルヲ以テ言ニ非ス、其平均不公平ナルヲ云ノミ。令曰ク、今日事務繁劇此事ニノミ關係スル能ハス、尚退テ熟考セヨ。千田曰ク、小民退テ熟考セン、願ハクハ閣下モ亦熟考シ賜ハンコトヲ。衆一齊ニ起ツ時午後四時ナリ。

翌五日再ヒ正副戸長出庁シテ庁中詮議ノ次第ヲ問ヒ、且令公ニ面謁ヲ乞フ。租稅課長山根大屬出席シテ曰ク、今日長次官共事務繁劇見ユル事ヲ許サスト云。衆哀願スト雖モ、固ク拒テ聽サス。由テ同日令公ノ退庁ヲ待ツテ其邸ニ到リ、二乞ス聞カス。翌六日ニ至リ又令公ノ邸ニ到リ、衆口齊ク一見ヲ切願スト雖モ、意ニ峻拒シテ省ミス、此ニ於テハ止ムヲ得ス一齊婦村シテ遂ニ左ノ願書ヲ出セリ

石代相場更正再願

一、昨八年仮納地租石代相場ノ儀ハ県下一様平均ヲ以御取極ニ相成候付官民ノ間ニ立ツ私共不得止不願忌憚ヲ意見上申仕候夫レ人民情態ハ一郡中平均若クハ海草郡伊四郡ノ平均ヲ以テ石代相場ノ更正ヲ頻リニ渴望シ熊野ノ地ト平均セラルル不平等トセリ実ニ人民ニ於テ不平トスルモ最ナラスヤ当区最寄りニテ常ニ一層米価高貴ノ粉河村スラ昨八年十月十五日ヨリ同十二月十五日迄六十二日間上米ノ売買相場五円三厘六毛ニ相成候何卒前件深ク御洞察被為在前条ノ如クニ一郡若クハ四郡ノ平均ヲ以テ御取立テ相成候様致度此般連署ヲ以奉願候也

明治九年四月四日

第三大区二三小区正副戸長惣代

正副戸長十六名印

小区 長 印

和歌山県令神山郡廉殿

書面願ノ趣ハ過般ニ小区副戸長中へ説明ニ及置為通り採用難相成候事

明治九年四月五日

和歌山県令神山郡廉

三、反対闘争の第二段階

戸長層の強力な抗議にもかかわらず、県令がはねつけたことから、この闘争は第二段階に入る。その第二段階を劃するものは、戸長層の一せい辞職である。

四月八日、第三大区二三小区の正副戸長は連名で辞職願を県令に提出した。

辞職願

一、昨八年仮納地租石代相場不公平ノ儀ニ付官民ノ間ニ立ツ我輩義務ヲ尽サント欲シ本月四日ヲ以テ閣下ニ面謁ヲ得親シク不公平ノ原因ヲ詳細吐露セリ閣下ハ始メテ其不公平ナルヲ覚知セルカ如シ既ニ其不公平ナルヲ覚知シテ而シテ尚改ムヘカラスト云ヘリ閣下ニシテ改ムヘカラスト云ハハ到底一般人民何レノ日カ公平ノ成規ヲ仰ンヤ我輩之ヲ思テ一日モ此職ニ居ル能ハ

ス因テ本日ヲ以テ断然此職ヲ辞シ奉リ候也

明治九年四月八日

第三大区二三小区

正 副 戸 長

和歌山県令神山郡廉殿

この辞職願は、のちにかかげる八塚の口供書から知られるように、「飽迄、公平至当の願書と信じ、数度の出願に御採用無之のみならず、到底御取り合無之に付、益々不平心を発し、此上は官を辞せんに加かず。一同辞職せば、令参事に於ても多少の事務に一時困却するならんと申し」たうえでのものである。それゆえに、これは消極的戦法というよりむしろ官僚機構の末端を一時的にせよ麻痺させようとする積極的闘争手段として評価すべきものである。この辞職願は、うけつけられず、二日後の十日「不認可致」として還付された。

書面申立之趣ハ本月四日親説諭及置候処其旨趣誤認ノ廉モ有之哉ニ相聞候付ハ該件ノ事理本日尚又其小区長中谷彦次郎へ委詳及説明候間同人ヨリ伝達ノ次第不認可致仍テ本書一旦令還付候事

明治九年四月十日

和歌山県令神山郡廉

県令が辞職願を拒否したことは、かえって戸長層や一般農民を硬化させた。その拒否が同時に歎願拒否である以上、彼らが硬化するのはまさに当然のなりゆきであろう。四月十六日、一二三小区の正副戸長および各村惣代ら百四十人は連署して、次のような願書を出した。

改租ニ付地備算出ノ標準トスヘキ米備改設願

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

一三三（一三三）

一地租御改正ニ付地価算出ノ標準トスヘキ米価ノ儀ハ県下一様五円廿七銭ニ御取極既ニ地価算出落成相成候旨小区長中ヨリ了知仕候右米価県下一様五円廿七銭ト御取極ハ乍恐不公平ノ方法ト愚意仕候何トナレハ当県ノ如キ各地米価大ニ甲乙アルノ地ニシテ地価算出ノ米価ヲ全県下同一ニ被成下而ハ同政府ノ下ニ立ツ人民ニシテ幸不幸有之候間何卒此辺厚ク御注意被成下一郡平均相場ヲ以右米価御改設被下度願上候付民間頗ル苦情ニ不堪ヲ以先般来正副戸長ヨリ歎願仕居候通り況ンヤ改租石代ノ儀ハ五ヶ年御据置ハ勿論此ノ度県下一様ノ平均相場ニ御取極相成候上ハ将来ノ御通規ニ相成候義ト奉存候付テハ可及丈ケ公平ノ方法御設置キ被下候ハ後世ニ至ル迄実ニ一般人民ノ為ト昼夜愚慮仕候且上論ニ云フ如ク租税ハ国家ノ大事人民休戚ノ關係スル所ニ候間可成丈民間不平無之様被成下度何卒前条深ク御洞察被為在御英断ヲ以御改設被成下度連署ヲ以テ幾重ニモ此段奉願候也

明治九年四月十六日

第三大区一二三小区各村

正副戸長併村惣代

百四拾人連署

和歌山県令神山郡廉殿

しかし、それも簡単に拒否された。

書面石代ノ儀ハ地価検査上ニ相用候者ニテ管内郡区ノ実況ヲ酌量シ米売買有之場所数ヶ所ニ抛リ成規ノ通取調其筋之許可ヲ得タルモノニ付願之趣難致採用事

明治九年四月廿日

和歌山県令神山郡廉代理

和歌山県七番出仕五月女由澄印

県庁は、度重なる農民の切実な歎願を拒否したばかりでなく、むしろ積極的に攻勢に転じてきた。そのあらわれが、四月十七日の「地価合計帖」の下附である。その「合計帖」の内容は、八塚の口供書によって知られるように、次のようなものであった。「参事殿始め係員粉河へ入込にて、一二三小区正副戸長・小前惣代とも御呼出しにて、右合計帖拝見候処、旧租とは稲減税に相成候と雖も、自分の不服とする五円二七銭を以て地価を算出し、収穫米と雖も兼て村方より差出候収穫よりは老反に付五斗余の御増付に相成り、且改租の儀は五ヶ年間据置の筈に付、早損水損等の憂もあれば此儘には承服出来ざる」ような不当なものであり、さらに控除されるべきはずの利子も「甚だ低きのみならず各村異同有之」ものであった。県庁は、かかる内容をもつ「合計帖」の受書を八塚に強要した。八塚は抵抗したが、ついに及ばず、一応それを受取らざるをえなかつた。その係官が翌日粉河を立去ろうとしたとき、農民は「種々強情申立、暴言罵言」をあげせかけた。八塚は書いている。もはや鬭争は歎願から行動へ移行しようとする形勢をみせはじめている。そういうなかで戸長層は、再び歎願書を提出した。この歎願書は、石代相場だけにかぎられたこれまでのものから一段と発展した。いまや石代相場の不当だけが問題ではなく収穫米決定の不当が新しい問題として提起されるに至つた。

収穫米等更正願

一過ル十七日収穫米地価合計帳御下附ニ相成候付私共初村民一同反覆熟議ノ末上申仕候処豈凶ランヤ先般収穫米村民一同反覆熟議ノ末上申仕候処ヨリ大ニ御増付ニ相成り有之右ハ何等ノ御見込ヲ以テ斯ク破格ノ収穫地価御盛付ニ相成候哉私共一同了得仕兼候且又本月十六日附ヲ以願上有之候通地価算出ノ標準トスヘキ米価ノ儀ハ一郡限り平均相場ニ被成下度当郡ノ如キハ県下各郡ニ比較セハ常ニ米価下廉ノ地然ルニ県下各郡一様ノ相場ニ被成下候而ハ誠ニ困却仕候間何卒厚ク御注意ノ上改租石代ハ一郡限りノ平均ニ被成下度幾重ニモ奉願且収穫ノ儀ハ先般来申上有之処ニシテ敢テ聊カ不相当ノ申立ト存シ不申候間何卒先般開

申仕有之処へ御引戻シ被下度何分今御下ニ相成候合計帳ニ記載ノ如キ不相当ノ收穫地佃御盛付被成下候而ハ実ニ当惑ノ至リニ候間厚ク御思召被下度願上候且又利子ノ如キモ甚タ低キノミナス各村異同有之候右ハ何等ノ故ヲ以各村異同有之儀ニ候哉是又甚不了解ノ至リニ付過日当区へ派出小野弘賢殿へ伺出候処同官示シテ曰ク耕耘等ノ難易ヲ斟酌セン為メ故ニ期ノ如ク各村異同ニ相成有之事ト然レモ当区各村ノ如キハ耕耘等ノ難易收穫ヲ以テ差等ヲ付ケ有之儀ニ付敢テ利子ニテ斟酌下サレシテ各村一定ノ利子ニテ可然ト奉存候何分前条ノ数件宜敷御取扱被下候様当惑ノ餘リ此般伏而奉歎願候也

四月廿日

第三大区惣代

正副戸長一同連書

長官宛

石代相場だけの問題から收穫米査定の更正要求にまで問題が進展したことは、反対闘争そのものがより高い次元に発展しつつあること、あるいはその可能性を内包していることを示すものである。石代相場そのものに問題がしぼられている段階では、地押丈量や收穫米決定を少くとも了承しているか、若しくは不問に付しているものであり、それゆえに、この闘争は地租改正のもつ地価決定という一側面に向けられたものにすぎなくなる。そういう意味で、收穫米査定の不当をさげびはじめたことは、地租改正のいま一つのより重要な側面に目を開いたものといつてよい。闘争のこうした展開を示す四月二十日のこの願書にたいして、県は何らの回答をも与えなかった。そこで、戸長層は新しい手をうった。それが次に示す「官員派出申請」である。この「申請」は、その一節に書かれているように、すでに「区内景況不穩」の状況がきざしており、県官に直接にこの状況を認識させるねらいをもっていたといつてよい。

各民ニ為説諭官員派出申請

改租之儀ニ付各民ニ為御説諭官員御派出被下度旨二小区正副戸長ヨリ私手前ニ申出候付御派遣御座候様仕度此段上申仕候也

但昨日登果ノ節区内景況不穩候御官員御派遣被下候旨伺先ッ自分ノ所ハ御派遣不相成旨御申開ニ付其段正副戸長へ申開候得共何分示諭仕兼候付是非御派出ニ相成候様願度分而申出候付本条之通上申仕候事

四月廿二日

長官宛

小区長印

この申請にたいして、果は次のような示令を発し、これを拒否してしまつた。

書面願之趣日今事務繁劇各郡分派ノ際ニ付此条官員派遣之儀難聞届候条昨二十二日直ニ及示諭当第三課長ヨリ正副戸長惣代へ説諭致通ニ付至急帰村懇篤説諭可取計事

但九小区清水村へ該郡分掌官員駐在候条都合ニ依リ同所へ出頭可致稟議事

四月廿三日

代理 河野通

拒否にあつた翌四月二十四日には、第一・三小区戸長が次のような願書を提出し、それも再び拒絶された。

地価算出平均相場拝承願

一先般御発令改租地価算出米価平均相場ノ儀ニ付本月十一日山根第三課長殿へ拝謁之砌右相場十ヶ所餘平均被下有之トノ云々御申開ニ付其ヶ所並ニ各所各所平均コト承り度奉願候処御申開二十ヶ所餘ノ相場ヲ集メ明細調査ノ上五円廿七銭ナルヲ決定候ニ付其段各民へ申開候様若其上強而承知致度トノ願ニ候事其旨別段可願トノ御申開然ルニ何分私共限り承知仕置尤各民へ説諭

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

一三七（一三七）

ノ一助ニモ致度見込モ有之候事右ケ所並ニ各所ノ相場明細書御下ケ被成下度奉願候也

明治九年四月廿四日

第三大区一小区戸長

松田 清右エ門

第三大区三小区戸長

辻田 彦右エ門

長官宛

書面願之廉々ハ夫々各村ノ実況ニ依リ諸般成規ニ照シ検査算出ノ上告候義ニシテ尚第三課長ヨリ委詳説明致候次第ニ付願之趣ハ難致採用事

四月廿四日

河 野 通

四月二十九日と三十日に、再び第二小区から、石代相場更正と収穫米更生にかんする二つの要求書が提起された。「人民に於て不平とするも最もならずや」という主張に立ったこの二つの願書は、もはや願書ではなく要求書の性質をもっている。もしこの要求を容れず「収穫地価等実際に不適宜」のままでは「新租御施行は覚束なく奉存候」という文脈が、どういう意味をふくんでいるのか速断しかねるが、異常な憤りをこめていることだけはたしかである。

石代相場更正再三願

一昨八年仮納地租石代相場ノ儀ハ県下一様ノ平均ヲ以テ御取極ニ相成候付官民ノ間ニ立ツ私共不得止忘諱ヲ懼ラス意見上申仕

候夫レ人民情態ハ一郡中平均ヲ以テ石代相場ノ更正ヲ頻リニ渴望シ熊野ノ地ト平均セラルルヲ不平トセリ実ニ人民ニ於テ不
平トスルモ最モナラスヤ当区最寄ニシテ常ニ一層米価高貴ノ粉河村スラ昨八年十月十九日ヨリ同十二月十五日迄六十二日間
上米売買平均相場五円三厘六毛ニ相成候何卒前件深ク御洞察被為在前条ノ如ク一郡平均相場ヲ以テ御取立テニ相成候致度旨
云々本月四日ヲ以テ再度奉歎願候処採用難致トノ御指令拝承ノ折、昨八年分ヨリ新租御施行相成トノ御達モ有之候付暫ク相
控居候処過ル十七日合計帳御下附相成候付拜見豈図ランヤ收穫地価等實際ニ不適宜付テハ此儘ニテ新租御施行ハ覺束ナク奉
存候付テハ八年旧貢額ヲ以御取立ニ相成ル以上ハ是非一郡限りノ平均相場ヲ以御取立相成候様致度此段再三奉願候也

明治九年四月二十九日

第三大区二小区正副戸長

一同 連署

和歌山県令神山郡廉殿

收穫米等更正再願

一昨日廿七日付ヲ以地租改正ノ儀ハ五月三日ヲ以新旧租額ヲ定ムルノ分界トシ同日迄ニ御受書駐在官員迄受付候分ヲ除ノ外
不得止八年分ヨリ改租可相伺部分ヲ差除候旨云々御達ノ趣奉了承候然ルニ当区ノ如キモ昨年五月実施丈量着手已來費用多分相
嵩ミ有之候付何分八年ヨリ新租御施行奉仰度儀ハ今更開申スル迄モナク人民一同冀望仕候処過日米奉歎願居候通先般人民一同
開申仕候取獲額ト過ル十七日御下ケニ相成候合計帳ニ記載ノ收穫額ト大ナル逕庭有之且又地価算出米価ノ如キモ県下各地米価
大ニ甲乙アルノ差別ナリ一様五円二十七錢ト御取極相成候付是又過般米一郡限りノ平均ニ被成下候様歎願仕居候我那賀郡ノ
如キハ米価各郡ニ比スレハ常ニ下廉ノ地然ルニ高直ノ郡々ト同一ノ米価ニ被成下候而ハ陰ニ地価ノ高低ヲ生シ至公平ヲ欲ス
ルノ御改正ニシテ右等ノ不公平有之候而ハ当区ノ如キ米価下廉ノ地ニ住スル人民不幸ノ至ニ候且利子ノ如キモ尋常田地売ニ相
行レ居候処ヲ相用度何卒過般米與々歎願仕居候通実適ノ收穫更ニ御見積改租石代ハ一郡限ノ平均ヲ以地価ヲ算出シ可成丈至公

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

一三九（一三九）

至平ニ被成下昨八年分ヨリ新租相仰カン候様何分宜御取扱被成下度伏而奉歎願為也

明治九年四月三十日

第三大区二小区各村

惣代始メ正副戸長連印

小区長印

和歌山県令神山郡廉殿

このような戸長層のたび重なる歎願運動をみながら、児玉仲児は四月十二日ついに上京し、十六日陸奥宗光に面会して石代相場の不適當なことを訴へ、さらに二十五日には松方正義に同様の趣旨を陳情した。児玉は、この東京での状勢を八塚・曾和・千田らの指導的戸長層に次のような書翰をよせている。「石代相場の儀は陸奥殿へ申込たる処、御同人に於ても理あるが如く認めて呉れたり云々」（後出「八塚林之助口供書控」と。この児玉の書翰が、戸長層を力づけたことはいうまでもない。それが二十九日・三十日とつづく願書提出となったと思われる。ただ、児玉の運動と戸長層との活動とがどのような内的な関連をもっていたかについては、いまのところ知ることができない。ただ、児玉が三月十三日に「貢米石代相場儀に付建言」（前出）を出して以来、彼が個人としての建言なり伺書を出しておらず、彼の実父児玉庄右衛門が八塚らとともに先頭にたっていることを考えると、仲児はもはや個人としてではなく戸長層の実質的なブレンとして動いていたのではないかと考えられる。この点、今後さらに調査を必要とする。

ともかくにも、戸長層は農民の不穏な状況を背景に、不退転の決意をかためはじめた。「我区内に於ても不

屈様、人民へも厚く申聞け……願意を推通せんが為め民心を團結」するために努力をかたむけたと八塚は書いている（後出「口供書控」）。このような緊迫した状況をみて、県令は弾圧手段をとってきた。

五月五日、第二小区正副戸長一同は県庁に召喚され、林玄昌（井田村戸長）、八塚林之輔（粉河村戸長）、兎玉庄右衛門（中山村戸長）、曾和震十郎（除田村副戸長）、千田軍之助（第二小区詰戸長）の五名は拘留された。この強圧手段は、闘争を新しい段階へ突入させる導火線となった。

四、蜂 起

戸長ら五名の拘留の報を聞いて全村は直ちに憤激し、沸騰した。この模様について県側の史料と新聞報道からうかがってみよう。

県側は次のように記している。「二小区人民右拘留人を宿下げ歎願を申立」て六日午後一時頃粉河寺におよそ四百人ばかりの農民が集まった。県令は直ちに鎮撫のため県官を派遣したが、かえっていきり立つ農民のために「数ヶ所の疵傷を蒙り不得止一時其場引取」らざるをえなかった。また午後四時頃には同区内の別所村観音寺に二三百名の農民が集まり、これを説得しようとした巡查二名が逆に農民に捕縛されるという有様であった。こうした農民の憤激をおさえる術もなく、ついに県令は大阪鎮台へ出兵を要請した。この間の事情は、次の史料によって知ることができる。

粉河騒動ニ関シ県ヨリ大政官ニ上申セシ報告

県下粉河村近傍ニ於テ人民非常集合ノ景況御届

和歌山県地租改正反対一揆（後藤）

当県下米価ノ儀春米追々低下相成候付テハ昨年八年貢納石代平均方更正ノ儀当三月已来第三大区一二三小区（那賀郡）正副戸長共々出願ノ次第モ有之候得共右ハ従来相定候場所ニ依リ成規ノ通調査伺極候モノニ付採用難致旨及指令置候処尚又四月上旬再応出願ニ付拙官及ヒ參事河野道直ニ面接成規ノ所在且既ニ納期経過ノ次第等親敷及説諭候得共兎角氷解ノ場合ニ至兼候哉ニ相聞候付精々説明為及候儀ニ有之然ルニ地租改正収穫地価ノ検査落成ニ付四月十八日河野通二小区粉河村へ出張右検査ノ次第懇諭ニ及ヒ各村適當ノ地価差示候処頗ル不敬ノ氣動モ有之候得共畢竟一時疎暴ノ動止ト見做シ其罪ヲ不問ニ差措キ同処引取候後係リ官員へ對シ甚不都合ノ申立モ有之剩へ右官員ノ帰路ヲ要シ戸長役場へ脅引シ其談判中甲承服スレハ乙之ニ代リ衆口傲慢喋々罵詈全ク手向不致迄ニテ実ニ官憲ニ背戾シ甚可惡ノ情態アリト雖モ之ヲ要スルニ未開ノ頑民亦憫然ノ次第モ有之就テハ布政上其穩急ノ適度ヲ斟酌シ百方説諭取計候得共旧貢租石代相場及改租地価調査上ノ件ニ更正ノ儀正副戸長共尚依然ト其説ヲ主張シ苦情百端之レ畢竟鼓舞煽動ノ徒有之哉ニ相聞候付其不良ノ巨魁ト見込シ者既今取糺中ニ有之然ルニ昨六日午後第一時頃ヨリシテ前条粉河村粉河寺ニ於テ村民共凡四百名余追々集合ノ景状ニ付右鎮撫ノ為近傍出張候処遂ニ不法ノ氣動ニ遭ヒ数ヶ所ノ疵傷ヲ蒙リ不得止一時其場引取候後集合ノ者一旦解散尚又同日午後四時頃同区別所村觀音寺へ凡ソ二、三百名再集巡查兩名ヲ拘留ノ偵報有之候付即時官員派出精々鎮撫取計中ニ有之察スルニ右集合ノ者共悉ク同氣同意ノ者ノミニ無之全ク村中暴族ハ煽動囂集ニ応シ一時如斯氣動ニ及候儀ニ可有之尤目今他ニ波及ノ現況モ不相見就テハ素々差タル事件ニ立至候儀ハ有之間敷ト存候得共動靜穩急ニ依リ至急出兵ノ儀大阪鎮台へ豫シメ稟議及置候儀ニ有之尚今後ノ景況追々開申可致候得共不取敢此段一応御届候也

明治九年五月七日

県令

大政大臣内務卿宛

翌七日にも午後五時頃「梵鐘を鳴らし県庁へ迫らん」とする形勢がみえたので、県は再び「官員派出教導職等

と共に鎮撫」につとめたが、農民は「容易に承服せざる耳ならず却て出張の巡査に対し再度の粗暴の気動も有之、到底説論上にて鎮撫難行届見込」のため、ついで大阪鎮台に出兵を請うた。この出兵の報に接して農民軍はくずれ去り、九日には全く鎮靜に帰した。

県下集合ノ人民解散景況御届

当県下第三大区二小区（那賀郡ノ十七村）各村民集合頗ル穩ヤカナラサルノ景況本月七日ヲ以テ及御届出候後同日午後五時頃ニ至テ勢焰猖獗追々近傍村民ヲ脅迫シ直チニ県庁ヘ可相迫現況ニ付官員派出教導職等ト共ニ鎮撫方取計ハ七候処容易ニ承服セサル耳ナラス却テ出張ノ巡査ニ對シ再度ノ粗暴ノ氣動モ有之到底説論上ニテ鎮撫難行届見込ニ付キ不得止出兵ノ儀大阪鎮台ニ請求シ尚ホ精々鎮撫取計中過ル八日ニ至リ集散無事九日未明ヲ漸々解散之際小官各村巡回親シク懇諭取計候処追々恭順悔悟ノ姿態ヲ表シ即今殆ント鎮定ノ場合ニ立至候抑今般ノ動揺ヲ醸成セル原因ハ最粗上申候通客年貢租石代及改租石代ノ件ニ正副戸長ノ者共頻リニ異論申立上下ノ情意ヲ壅塞スル而已ナラス或ハ人民ヲ誘動シ其障害最モ不尠就テハ右戸長等五名事實推問致ス可キ見込ヲ以本庁ニ拘留候処各村人民突然蜂起遂ニ前条ノ形勢ニ至リ候事ニ有之依テ過日來出張中親シク人民ニ接シ懇篤説諭ニ及ヒ候処石代平均法ヨリ改租調査ノ当否等漸ク了解シ積日ノ苦情初メテ水釈遂ニ改租ノ請書追々差出シ不日整理ノ域ニ帰趣可致見込ニ有之候尤右煽動巨魁ノ者処分ノ儀神速著手可致ノ処改租ノ事業此一段ニテ整頓ノ時機ニ際シ候儀ニ付卒然処分候時ハ忽チ人民愕然畏懼ノ念ヲ生シ却テ進捗致兼候現況ニ付去ル十日ヨリ同区内粉河村テ暫時一ノ出張所ヲ設ケ改租ノ事務結了ノ上ハ直チニ典刑ノ不可俟ヲ明ニシ實際着手ノ心算ニ有之候且大阪鎮台兵ノ儀ハ陸軍大尉南小四郎一中隊引卒同日午後三時頃県下和歌山ヘ到着其儘同地ニ屯在致候尤前条著手ノ時ニ際シ其連累多々可有之哉ニ相聞併シ唯今ノ形況ニテハ甚シキ反動ハ有之間敷候得共亦懸念ノ次第モ不尠尚臨機鎮庄ノ為ニ一時現地ヘ出兵ノ都合ニ可相成モ難測然シナカラ右ハ畢竟不得止場合ニ出候儀ニテ可成穩便ニ鎮撫靜定候様取計遂ニ改租ノ御旨趣ヲ感戴シ民心安著セシムヘキ見込ニ有之候尚巨魁ノ者推問ノ上細開申可致候得共先以日今ノ景況及上申候也

明治九年五月十三日

県 令

大政大臣宛（各通）

内務卿官

右各通テ進達

この蜂起について、新聞は次のように報道している。ここでは、最も詳細をきわめている横浜毎日新聞を引用してみよう。

和歌山県暴動詳記

〔五・二六・横浜毎日〕 偕和歌山暴動の景況は本月六日の夜何者とも知れぬ者が、二十人程の同勢で同県粉川寺の鐘樓に集り、頻りに非常の早鐘を突き時の声を揚げて騒ぎ立つる所へ、一人の巡查が来り之を制せんとせしに、彼の二十人の者は散々に巡查を罵り云ふ、汝ちは自分の生命を惜まずや生命の惜むべきを知らば早く此場を立ち去るべし、然らざれば今汝が頭骨を砕いて此場の観物とせんと罵りたるに、巡查は尚怖る気色なく直ちに暴徒を制せんと仕掛ると、暴徒一時に呼んで云ふ、この命知らずめ今汝の肉を裂いて門前の犬に与えんと四方八方より撲つて掛ると、如何なる巡查の荒武者も斯は溜らじと大門へ逃げ出るを、荒手の暴徒は逃がさじと跡追つ掛け付巡查の縁首ひつ掴み中門の中へ引込んで半時間ばかり散坊無残に嘲弄し、揚句の果には巡查の頭を攫へて戸壇に投げ付くると悶れや頭は微塵に砕け其の場で絶命せしと。

〔五・二七・横浜毎日〕 七日には二小区人民の中粉川の前身は鳥井坂と云ふ地に凡そ千人許り寄集れり。孰れも箆箆を身に纏ひ腰に弁当を帯び無数の灯燈を建て相議して云ふ我々一同は別に乱を好んで此事をなすにあらず県庁に於ては過日より正副戸長の歎願少しも採用なく遂に戸長等を捕へたり今は止むを得ず我々一同出立して前の題書を継ぎ兼ては戸長の放免を乞はんと其儘県庁に向て発し、粉川をへだつる二里許、羊の宮と云う所に至るに諸方の村々より、箆箆等弁当の人数集り、其数千

とも計り難き程の党類となり、此夜は此の羊の宮の辺に皆各々身に纏ふたる蓑笠を以て枕袋に代へ、無数の高灯籠には皆火を点し所々には松明を燃き、其煙焰天に互りて昼よりも明く此勢焰にて攻城野戦の事に至らず、練鉄の壁熱湯の池を以て固めたる城廓も此勢を防げまじと思われたりしが、其の首魁の約束の堅きにや、一人の騒ぐ者もなく一戸の害に遇ふたる者なし。恰も明將の麾下に令するが如く肅々として野に人なきの有様なりしと。

〔五・二九・横浜毎日〕県庁に於ては県民が此騒動を起せしを聞き、急に拘留所に捕へ置きたる戸長を放し（児玉、千田、曾和、八塚、矢半田、北林、林の七人は其儘）其の徒党の群る所へ遣はし、県庁に於て決して県民を虐るの意なきを説諭し、又堺県の官員某氏も火急に羊の宮に出張り、種々県民に説諭を加へしかど県民一同聞入なく其夜はそこで野陣を張り徹夜に松明を燃き屯集せしに明けて八日には県庁より大阪鎮台兵を雇ひ込み、兵士は十日に若山へ入込み、同所本町富士源を以て本營となし十余日滞在せしと。

翌九日詰朝より官員某氏来り、懇懇に県庁の異儀なきを証したるに、直ぐ引き統きて令公は二小区内へ入込み各村を巡延し、至る所小前一同を呼び出しこれを令して云はるるに、汝等無智文盲の者共は彼の微賤の小民小氏児玉の如き者に誘れ条理もなき幸を得んと望んだれど、彼の児玉なる者は過日上京して大藏省へ歎願を遂ぐると雖も、願の趣き固より不条理の事なれば同署に於ても採用なく、願書は既に突き戻されたり、左れば汝等も早く県庁の五趣意に従ひ不良の意を翻へし、此度下渡しの新組合計帳へ承知の印形を押せ、左なければ新反別検見法の所分をなさんと大声にてど鳴り付らると、人民は其勢に愕然して腹では何にと思ふも口では中々彼此と云ふ者なく、別して近頃令公には二小区へお引き移りの由なれば、其の五威光は益々四方八方へ震ふなるべしとぞ。

五、処刑

五月五日県庁に呼出され、そのまま拘留された正副戸長等は、七月二十二日一同帰村を命ぜられたが、伍長預

け処分を受けた。その後八月十三日から県刑事係で取調を開始され、九月二十七日それぞれ懲役九十日づつの処刑を受けた。次にその口供書と申渡書をかかげよう。ただ、われわれは八塚林之輔にかんするものだけしか入手できなかったたので、彼の関係一件のみをかかげておく。

八塚林之輔口供書控

一自分儀戸長奉職中昨年八年石代相場老石ニ付金五円五拾五錢地価算出ノ標準トスヘキ米価老石ニ付金五円五拾四錢ト御取極ノ御達シ有之中元米貢租ノ儀ハ米納金納ハ人民ノ望ミニ任セ候トノ御達ニ有之トモ当区ノ如キハ米納運搬ノ便利ナル土地ナレトモ米納ハ運搬ノ煩難ヲ厭ヒ石代金納ヲ願置ケリ然ルニ從來新宮田辺若山ノ三ヶ所ニテ米価平均致シ候処昨年八年ハ田辺ノ米価非常ニ高価ニナリシヨリ右ノ高貴ニ相成リ未ダ石代相場立サル内ハ五円二十錢内外ト思察致居候処凡三拾錢ノ高価ト相成リ候ト雖モ元ヨリ人民ノ官ヘ願出タル上御取極メニ相成候事故之ヲ如何トモスヘカラサルヲ以テ尚上納期限ヲ不怠上納仕来候処同区中山村平民庄右エ門長男仲兒（兒玉）ヨリ県庁ニ差出セン伺書建言書等ヲ會議所ニテ閲見セリ一日一二三小区戸長中十二名申合セ兒玉仲兒ノ願意貫徹候ハハ少々ノ事ナラス区内一般人民ノ幸福ナリ戸長共ニモ傍觀スヘキニ非スト二月十五日ヲ以テ別ニ地価算出ノ米価ヲ改ムルヲ乞フノ建言セリ二小区副戸長ニハ三月廿八日付ヲ以テ八年石代相場并ニ改租石代トモ出願セリ係リ官員ヨリ説諭スルニ八年石代相場ハ飯ニ納ルモノニ付新租施行已後ハ取り消スモノナリト願書ヘハ兩条トモ採用相成難シトノ御示令コレアリト雖モ尚自分等ニ於テモ不服ナリ京都府下山城丹波兩國ヲ分ケ数業ノ石代相場ヲ設ケラレタルヲ以テ我県ニ於テモ此例規ニ改メラレンコトヲ一凶ニ相信シ四月四日ヲ以テ令參事殿ヘ面謁ヲ乞ヒ願意詳細陳述スト雖モ令參事殿ノ御説諭ニハ八年石代相場ノ儀最早既往ニ属ス故ニ改ムヘカラス將來願ナレハ又願ニヨリ採用スヘキモ右等ノ如キハ採用ナリ難シトノ御説諭有之此上願フハ歎願ナラテ強願ナリト然ト雖モ不公平ナル法ヲ以公平ニ改ムルヲ何ノ憚ル事カ之アラント思ハレ自分共ニテハ尚御詮議下サレタル□□□□翌日五日又長次官ニ不服ノ旨ヲ申述ント出張候処係官山根大馬殿ニ面謁不服ノ旨ヲ申述令殿ニ面謁ヲ乞フト雖モ見ユルヲ得ス飽迄公平至當ノ願書ト信シ数度ノ出願ニ御採用無之ノミナラス到底御取り合無之ニ付益

々不平心ヲ發シ此上ハ官ヲ辭センニ加カス一同辭職セハ令參事ニ於テモ多少ノ事務ニ一時困却スルナラント申合シ自分千田曾
和林兒玉等五名ヨリ外副戸長中願意御採用無之旨申聞ケ自分等ノ存意辭職スルヨリ外ナント辭職ノ草案ヲ示セハ果シテ二三小
区正副戸長ノ内二十四名同意連印致シ願書差出シ候処御説諭ノ上右願書ハ御還シニ相成候ヘトモ尚モ辭職セントセシニ此上官
ニ抗スルハ失敬ナリト制スル者アルヲ以テ其意ニナズミ止ミタリ然ルニ茲ニ至テ地租改正ノ石代相場ハ是迄新宮田辺若山ノ三
ヶ所ニ相場取来リ有之処外村落七ヶ所ノ相場ヲ用ヒテ都合十ヶ所ノ相場ヲ以テ五円廿七銭ノ低價ニ御改メ之アルト雖モ尚自
分等ハ不服トス熊野ヲ御引分ケ不被下候テハ納得シ難キ故ニ小区副戸長ト申合シ各村ニテ惣代二三名ツ誘導シ多之連署ヲ以
テ願出タル折柄四月十七日地価合計帳御下付ニ付參事殿給メテ係官員粉河村へ入込ニテ一三小区正副戸長小前惣代トモ御呼
出シニテ右合計帳拝見候処旧租トハ稻減稅ニ相成候ト雖モ自分ノ不服トスル五円廿七銭ヲ以テ地価ヲ算出シ收穫米ト雖モ兼テ
村方ヨリ差出候收穫ヨリハ老反ニ付五斗余ノ御増付ニ相成リ且改租ノ儀ハ五ヶ年間据置ノ筈ニ付旱損水損等ノ憂モアレハ此儘
ニハ承服出来サル杯口実トシ種々ニ願立テルト雖モ御採用無ク其末尚各人民へモ説諭シ其上承諾ナレハ其時申出ヘントノ事ニ
自分等不平ナカラ引取り副戸長ニ向ツテ新租不服ヲ取調ヘヨトノ事一通リ申付參事殿ノ御説諭振リハ一切申シ通セス候然ルニ
翌十八日粉河人民惣代數十名相集リ隨從ノ野村少屬殿乗車シテ他村へ御移轉ノ砌車ヲ差留メ村會議所へ立歸ラシメ御同人ヲ辱
シメ追々人民相集リ種々強情申立暴言罵詈訾シ御同人ヲ辱カシムル等ノ□□シヲ以テ茲ニ於テハ反省スヘキノ念慮モナク尚モ自
分等ノ願意ヲ推徹セントスルカ為メ四月廿九日ヲ以テ二小区副戸長ヲ集合シ願書相認メ願出ントスル際仲兒一自ノ意ヲ以テ是
ヨリ先東京へ罷出テ石代ノ儀ヲ心配セリ此時サシ送ラレシ書ハ自分并ニ曾和千田三名へ宛書翰ニテ披見スルニ石代相場ノ儀ハ
陸奥殿へ申込タル処御同人ニ於テモ理アルカ如ク認メテ異レタリ尚松方殿サエモ伺出ル手筈ニテ願意都合宣敷トノ事ニテ此事
ナカハ相調フヘシ我区内ニ於テモ不屈様人民へモ厚ク申聞ケ実様副戸長へ申談シ我担当粉河村ヲ除クノ外各村ハ人民ヨリ不服
ノ連印ヲ副戸長手前へ取り置キ願意ヲ推通センカ為メ民心ヲ團結セル勢ニ立至リタルヲ以テ五月五日ニ小区正副戸長一同御喚
起ノ上兎玉以下自分等数名拘留セラレタリ豈料ランヤ二小区人民右拘留人ヲ宿下ヶ敷願ヲ申立処々ニ屯集シ革鐘ヲ鳴ラシ將ニ

県庁へ迫ラントノ勢ニ立至リ候由重々恐入候事

明治九年九月五日

八塚林之輔 印

第三大区二小区 戸 長

別紙之通本日及処分候条此段相達候也

明治九年九月廿七日

刑事係 印

明治九年九月

申 渡

第三大区二小区那賀郡粉河村

平民 八塚林之輔

其方儀戸長在勤中県庁ニ於テ定メタル昨明治八年貢租石代及ヒ改租ニ付地価算出ノ標準トスル石代相場ヲ不平均ナリト認メ石代金額ヲ低減セント欲シ数次請願セシニ許可ヲ得サリシヨリ強願ニ及ヒ剩へ官ヲ要スル手段ヲ構へ各正副戸長連書ノ辭職表ヲ上達シ或ハ村民一統ニ通知スベキ県官ヲ蔽シ却テ区内一般ノ人民ヲ誘導シ衆心ヲ團結シテ飽マテ自己ノ願意ヲ押通サントセシ科改定律例第九十九条ニ依リ違刑ノ輕ニ問擬シ懲役九拾日ヲ申付候事

八塚林之輔 覽書

一自分儀五月五日呼出シニテ和歌山県庁へ拘留同七日ニ郷宿預ケニ相成リタリ（若山元八番丁森方ニテ）七月廿二日婦村被差

免伍組預ケニ相成リ八月十三日頃ヨリ刑事係リノ御調ヲ請ケテ十度呼出シニテ九月五日刑事係リニテ不服ナカラ不得止口供調
印シ九月六日又故ノ如ク第四課ノ係リニテ同課ヨリ伍組預ケニ相成リタリ九月十五日第四課へ御呼び起ニテ同日ヨリ又郷宿預ケ
ヲ申渡サレタリ翌十六日判事五月女殿ヨリ口供読聞セニ付不服ノ廉々ヤ立実付取調中拘留申付ルトノ事ニテ囚獄所へ投入セラ
ル九月廿六日廿七日断獄ニ呼出シ有之口供甘緒ノ上廿七日違刑ノ輕キニ問擬シ懲役九十日申渡サレ十二月廿五日満期放免此日
始メテ青天白日ノ身ト相成リタリ

左記ハ粉河騒動ノ際和歌山県庁第四課へ拘留セラレシ八塚林之輔ニツキ親類預ケノ儀ヲ県令ニ対シ出願セルモノ

親類へ御預ケ願

第三大区二小区粉河村平民

八塚林之輔

一右之者御尋問之儀御座候由ニテ先般米郷宿へ御留置ニ相成御座候処同人儀老母一人有之病身之上追々衰弱ニ及ヒ候処兼而ノ
持病此節再發致シ日々困却仕居候且最早麦秋毛付等ノ氣候ニ差向甚困難仕候尚又先般ヨリ余程日数モ相過キ候ニ付入費モ相嵩
ミ老母一人ニ而日夜心痛仕候間何卒私共へ御預カラセ被成下度奉願上候然ル上ハ御用之節ハ何時ニ而モ差出シ可申候方一逃亡
異死等有之砌ハ如何様ノ御処分モ奉仰候因之前条御憐察之上私共ニ御預ケ被成下候様奉懇願候也

明治九年五月廿五日

第三大区二小区粉河村

親類 八塚勝次郎 印

親類 八塚常三郎 印

副戸長 牧野清七 印

副戸長 桃谷増次郎 印

和歌山県令神山郡廉殿

小区長伊藤八右エ門 印

願出之趣難聞届候事

明治九年五月三十日

和歌山県令神山郡廉 印

御尋問ニ付謹答

一昨八年石代相場ノ儀小民意竊ニ不公平ト考候ニ付石代ノ儀伺書一通二月七日ニ差出シ三月十日頃ニ御指令拝承候処何分了解シカタク其後再ヒ右石代相場改定成戴度段建言セリ此建言書ハ願意採用シカタキノトノ事ニテ四月五日頃小区長ノ手ヲ經テ還付セラレタリ

一此時小民ノ疑念未解ニヨリ遂ニ小民一己ノ意ヲ以テ四月十二日ニ郷ヲ出十六日ニ横浜ニ至リ平素知ル所ノ山東直抵ニ謁シ陸奥從四位ニ謁見ノ紹介ヲ請ヒ其月十九日ニ陸奥從四位ニ見ヘ小民ノ指論ヲ話セリ而シテ小民此公ト平日ノ識アルニ非ス唯同郷ノ人ナルヲ以テ此事ヲ議セハ必スヤ秦越人ノ肥瘠ニ於ケルカ如クナラサルヘシ且本ト租税頭ノ職ニ居シヲ以如此ハ其嘗テ知スル所ナラント相像シテ遂ニ其門ニ投セシナリ

一小民上京ノ旨趣ハ唯ニ自己ノ疑念ヲ解セント欲セシノミナラス此儘傍觀セハ万一人民ノ動搖ヲ懼ルルヲ以テ一ハ官府ノ為メ一片ノ鄙ニ出一ハ自己ノ迷雲ヲ推排セント欲セシニヨレリ

一陸奥從四位ニ議セシ時此公小民ノ持論ヲ理アリトセシ如クナルヲ以小民ノ素願ヲ果サシメンコトヲ懇々結托セシニ曰ク余ハ今日固ヨリ其職ニ居ス然レモ公ノ忠誠ニ感スルヲ以唯其節ヘ伝言スヘシ到底余モ亦一ノ願人タルニ過サレハ事ノ成否ハ予メ期スヘカラス（而シテ四月二十日ニ此事ヲ故因ヘ通知セリ）

一四月二十四日頃陸奥從四位ノ門ニ抵リ復命ヲ問ヘリ公曰ク近者内務卿ニ議セシニ本人ヲシテ松方大藏大輔ニ逢テ其情実ヲ陳セシメヨトノ事也ト小民此ニ至リテ陸奥從四位ノ書ヲ乞ヒ持シテ松方殿ノ邸ニ抵リ拜見セシハ廿五日ノ事ト記ス其日此公曰八年ノ石代相場ハ改租落成ノ後取消モノニシテ永ク生立スルモノナラス落成の後指引決算上ニ不公平ヲ生セハ其時ニ言ヘシ今ハ行政中途ニシア未タ結果ヲ見サルニ此言ヲ發スルハ當ラズト小民曰此事本日ヨリ知ル所然レトモ仮ニ納ムル石代ト雖モ米価ノ貴賤ニ從其石代ヲ異ニスルハ小民ノ素願ナルヲ論セシニ猶懇々御説諭ニヨリ稍了解シ速ニ歸郷可仕ト云テ退キシ

一前条ノ次第ナルヲ以テ速ニ歸国可仕心得ニテ東京各地ノ旧故親人ヲ訪ヒ遷延十数日ヲ經過シ五月九日ニ至リ故国ノ動揺ヲ聞キ翌十日横浜ヨリ上船十二日撰津同尼ヶ崎ノ親家ニ至リ始メテ老父ノ拘留其地紛擾ノ形況ヲ聞シ為今歸郷セハ恐ラクハ玉石混淆シテ徒ニ親家ノ情ヲ傷シ不如事ノ鎮靜ヲ待シニハト由テ五月十二日ヨリ七月二十一日ニ至リ尼ヶ崎ニ寄留セン然ルニ此地ニ寄留セハ故国ノ近況知レ難ク七月二十二日又尼ヶ崎ヲ發シ二十三日神戸ヨリ上船再ヒ東京ニ抵リ上京ノ後我県參事ノ上京ヲ聞キ其旅宿ヲ探訪シ本月一日ニ其旅館ニ到拜謁ヲ乞フ

一參事閣下ニ拜謁ヲ乞フノ旨趣ハ此間動揺ノ原因ハ石代相場ノ儀モ多数ノ部分ヲ占ルカ如シ然レハ県官小民ニ對シ未タ必シモ僅々ノ疑ヲ置スト謂ヘカラスト漫ニ想像シ若シ御疑念ノ在ル所ハ遂ニ推問ヲ仰キ度トノ意ニ出シ而シテ此時始テ閣下ヨリ御呼出ノ有シコトヲ聞キ翌二日横浜ヲ發シ一昨日五日ニ歸国セシ

一小民東京ヨリ故国ヘ贈シ信書ハ都テ六回ナリシ初ハ無恙上陸ノ事ヲ書シ四月廿日ニ陸奥從四位ニ謁見ノ事ヲ書シ廿三日頃ニ回發セシ書ハ蓋シ故国ニ於テ新租合計帳ヲ県庁ヨリ下附スル時人民少シ動揺セントノ事ヲ伝聞セシニヨリ大ニ驚キ右等ノ舉動ハ決シテ無之様周密注意センコトヲ請ヒ其後二回ノ書ハ陸奥從四位ノ紹介ヲ以テ松方殿ニ謁セントスルノ事ト謁セシ後ニ到底石代相場ノ説ハ行ハレス近々歸国後其詳ナルヲ陳ント云フコトヲ書セシ而シテ此信書ハ惣テ曾和震十郎千田軍之助八塚林之輔ニアテ授セシ林善一郎兎玉文助俱ニ上京セシ趣ナルモ小民ト途中行違ヒナリシカ終ニ逢サリシ初東京ニ到リシ時府下両国橋町四丁目十一番地太田令助家ニ寄リシ後ニ到リシ時ハ横浜山東直砥方ニ寄留セシ

右御尋問ノ廉々奉答候也

明治九年八月七日

第三大区二小区中山村

児玉 仲児

千阪内務権少頭殿

伍長預けとなつた人々は、この五人だけにかぎらず、『中外評論』（第二十号）によれば「伍組預けノ者凡ソ二百人、拘留ノ者二十二人、郷在預ケノ者六人、外ニ各村人民共毎日迭々支庁へ呼出サレ、種々推問ヲ受ケ日々ノ繁雜筆紙ニ尽シ難シ」と伝えられている（後藤靖編『自由民権思想』上二一頁―青木文庫）。